

# 南部山浄水場小水力発電施設建設工事

## 募集要項

令和5年6月30日

宮城県企業局

# 目 次

第1. 工事概要	1
1.1 工事の目的	1
1.2 工事名	1
1.3 施工場所	1
1.4 本工事の内容	1
1.5 工期	2
1.6 募集要項等	2
1.7 スケジュール	3
1.8 参考資料	4
1.9 参考額（予算上限額）	4
第2. 参加資格	4
2.1 共同企業体の結成方法	4
2.2 共同企業体の構成員の資格	4
2.2.1 共同企業体におけるすべての構成員	4
2.2.2 共同企業体における代表者	6
2.2.3 共同企業体における代表者以外の構成員	6
2.2.4 共同企業体の代表者又は構成員に求める参加資格実績	6
2.3 単独企業の資格	7
第3. 優先交渉権者の選定に関する事項	8
3.1 技術提案の評価に関する基準	8
3.2 優先交渉権者の選定方法	8
3.2.1 選定方法	8
3.2.2 選定手順	9
3.3 評価内容の担保	9
3.3.1 工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置	9
第4. 参加資格の確認等	9
4.1 提出を求める参加申込書等	9
4.2 参加申込書等の提出期限	10
4.3 参考資料提供	10
4.4 質問受付及び回答	10
4.5 参加資格確認結果通知	11
4.6 現場確認	11
第5. 技術資料の確認等	11
5.1 提出書類及び提出部数	11
5.2 提出期限	11
5.3 提出方法	12
5.4 提出先	12
5.5 技術資料の記載事項等	12
第6. 予定価格算定時における見積活用方法	13
6.1 予定価格の作成	13
6.2 契約締結	13
第7. 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時	13
第8. 提案値の変更に関する事項	13
第9. その他	13
第10. 問合せ・提出先	14
第11. 情報提供	15

**別紙 1 評価項目及び評価基準**

**別紙 2 リスク分担表**

**別紙 3 技術力・地域性に関する評価基準**

**別紙 4 技術力・地域性に関する提出資料・確認方法**

**別紙 5 技術力・地域性に関する提出書類作成要領**

# 南部山浄水場小水力発電施設建設工事 募集要項

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、南部山浄水場小水力発電施設建設工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により広く企画の提案を求めるとともに、公平性・透明性を確保し、優れた企画を提案し最も適格と判断される候補者を総合的な審査により選定するため、必要な事項を次のとおり定める。

なお、募集要項上、参加申込を行った者については、「応募者」、審査結果として選定した者を「優先交渉権者」、工事請負契約を締結した者を「事業者」とする。

## 第 1. 工事概要

### 1.1 工事の目的

仙南・仙塩広域水道用水供給事業においては、人口減等により給水収益の伸びが期待できない一方、老朽化の進展による更新需要は増加することが見込まれるなど厳しい経営環境にある。

また、高度成長期に策定された計画水量と現在の実給水量の乖離が懸案となっており、乖離は、人口減少社会や節水型社会の進展により、今後、拡大することが想定されることから、その未利用水の活用に取り組む必要がある。

現状では一日最大計画取水量 595,000 m<sup>3</sup>/日のうち、七ヶ宿ダム直接取水分の水量の 300,000 m<sup>3</sup>/日をダム使用権として保有しており、上水取水分の水利権 240,400 m<sup>3</sup>/日との差である 59,600 m<sup>3</sup>/日にあたる取水量が未利用となっている。そのため、この未利用水を有効利用して小水力発電を行い、売電収益を得ることで、広域水道事業の経営改善を図り、利用者への還元を図るものである。

本工事は、県公募型プロポーザル方式による設計・施工一括発注工事を活用し、設計当初から施工者が携わることで、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、確実な建設計画の立案、ライフサイクルコストの縮減、工期の短縮及び工事の確実な履行等を目的とする。

### 1.2 工事名

南部山浄水場小水力発電施設建設工事

### 1.3 施工場所

宮城県白石市福岡長袋字日影地内

### 1.4 本工事の内容

本工事の対象は、調査・設計業務及び建設工事とし、詳細については要求水準書に記載のとおりとする。

## 1.5 工期

契約日の翌日から応募者の提案日まで（ただし、期限とする令和7年3月28日（金）を超えないものとする）。

なお、世界的な半導体不足の影響等の理由で発電機の機器製作等に時間を要し、業務期間が前述の期限を超える工期となることが想定される場合には、技術提案（施工計画）においてその内容を記載し、工期遵守のための条件や工期短縮の工夫について提案できるものとする。

また、県が行う関係機関協議や用地買収は、工事着手前に完了予定であるが、事業者が工事の施工上必要とする日を超えて時間を要することが明らかとなった場合は、工事期間の延期について事業者と協議するものとする。

## 1.6 募集要項等

募集要項及びその添付書類は、以下の①から④までの書類（これらに補足資料、県のホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書、その他これらに関して県が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から④までの書類は、書類審査及びプレゼンテーションに係る書類並びに本工事の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、①から④までの書類は、契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料集に該当する資料を除く。）も契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

なお、①から④の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、工事請負契約書(案)、募集要項、要求水準書及び提出様式の順で優先的な効力を有する。

ただし、提出様式の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提出様式が要求水準書に優先する。

- ① 工事請負契約書（案）
- ② 募集要項
- ③ 要求水準書
- ④ 提出様式（参加申込書、技術提案書等）

## 1.7 スケジュール

募集開始から契約締結までのスケジュールを以下に示す。なお、県は本スケジュールを変更することができる。

### ①応募者数が5者以上の場合

項目	日程	関係条文
募集開始	令和5年6月30日(金)	-
参考資料提供開始	令和5年7月7日(金)	第4 4.3
現場確認	令和5年7月14日(金)	第4 4.6
質問の受付期限	令和5年7月20日(木)正午まで	第4 4.4
参考資料受付期限	令和5年7月24日(月)正午まで	第4 4.3
質問に対する回答	令和5年7月26日(水)	第4 4.4
参加申込書等の提出期限	令和5年7月28日(金)正午まで	第4 4.2
参加資格確認結果通知	令和5年8月上旬	第4 4.5
技術資料の提出期限	令和5年8月25日(金)正午まで	第5 5.2
書類審査結果通知	令和5年9月15日(金)	第3 3.2
技術資料のプレゼンテーション審査	令和5年10月5日(木)	第5 5.5
優先交渉権者選定結果の公表	令和5年10月中旬	第7
予定価格の作成(県)	令和5年10月中旬	第6 6.1
見積合わせ、工事請負契約締結	令和5年10月下旬	第6 6.2

### ②応募者数が5者未満の場合

項目	日程	関係条文
募集開始	令和5年6月30日(金)	-
参考資料提供開始	令和5年7月7日(金)	第4 4.3
現場確認	令和5年7月14日(金)	第4 4.6
質問の受付期限	令和5年7月20日(木)正午まで	第4 4.4
参考資料受付期限	令和5年7月24日(月)正午まで	第4 4.3
質問に対する回答	令和5年7月26日(水)	第4 4.4
参加申込書等の提出期限	令和5年7月28日(金)正午まで	第4 4.2
参加資格確認結果通知	令和5年8月上旬	第4 4.5
技術資料の提出期限	令和5年8月25日(金)正午まで	第5 5.2
プレゼンテーション審査実施通知	令和5年8月28日(月)	第3 3.2
技術資料のプレゼンテーション審査	令和5年9月5日(火)	第5 5.5
優先交渉権者選定結果の公表	令和5年9月中旬	第7
予定価格の作成(県)	令和5年9月中旬	第6 6.1
見積合わせ、工事請負契約締結	令和5年9月下旬	第6 6.2

## 1.8 参考資料

以下の参考資料を守秘義務契約締結の上、データ提供する。

- ・基本設計報告書
- ・基本設計図書（関係図面、数量表）
- ・用地情報
- ・参考図面
- ・水量見通し（水道事業）

※ 参考資料については、4.3を参照すること。

## 1.9 参考額（予算上限額）

1,400百万円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 第2. 参加資格

本募集に応募できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単独の企業のいずれかとする。

企 業		登録業種	登録等級
特定共同企業体	代表者	電気工事又は土木一式工事	S等級
	構成員	・代表者が電気工事の場合 は土木一式工事 ・代表者が土木一式工事の 場合は電気工事	
単独企業		電気工事かつ土木一式工事	

### 2.1 共同企業体の結成方法

- ① 構成員の数は、2者であること。
- ② 構成員の組合せは、2.2.1及び2.2.2を満たす1者並びに2.2.1及び2.2.3を満たす1者の組合せであり、2.2.4であること。
- ③ 結成は自主結成であること。

### 2.2 共同企業体の構成員の資格

#### 2.2.1 共同企業体におけるすべての構成員

- ① 宮城県から建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条第1項の規定に基づく令和5・6年度建設工事競争入札参加登録を受けていること。
- ② 参加申込書等の提出期限において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- ③ 参加申込書等の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）に基づき更生  
手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づ  
き再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決  
定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める  
競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- ④ 参加申込書等の提出期限において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査  
基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- ⑤ 参加申込書等の提出期限において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167  
条の 4 第 1 項及第 2 項各号の規定に該当しないこと。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て  
いる者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。
- ⑥ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次  
のいずれかに該当するときは、応募することができない。  
なお、応募しようとする者の使用人が応募しようとする者の業務として行った行為は、  
応募しようとする者の行為とみなす。
- ・ 応募しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支  
店は又営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役人等と同様の責任を有する  
代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。  
以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77  
号。以下「暴体法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」  
という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図  
り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第号に規定する暴力団  
（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等こ  
れと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以  
下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以  
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認めら  
れる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維  
持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有  
していると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取  
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- ⑦ 応募しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。
- ⑧ 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。



### 2.2.2 共同企業体における代表者

- ① 2.2.1①における登録業種が電気工事で登録等級がS等級、又は登録業種が土木一式工事で登録等級がS等級であること。
- ② 建設業法第15条の規定に基づく電気工事又は土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。
  - ・ 2.2.2②に対応する国家資格を有する者であって、参加申込書の書類を提出した日の前日までに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
  - ・ 参加申込書を提出した日の3か月以上前から継続して当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
  - ・ 参加申込書の書類提出日の前日から起算して2か月前（この日以降に新たに監理技術者となった者を除く。）において、当該入札参加業者に雇用されている旨を一般財団法人建設業技術者センターに登録されている者。

### 2.2.3 共同企業体における代表者以外の構成員

- ① 代表者の登録業種が電気工事の場合は、登録業種が土木一式工事で登録等級がS等級、代表者の登録業種が土木一式工事の場合は、登録業種が電気工事で登録等級がS等級であること。
- ② 代表者の登録業種が電気工事の場合は、建設業法第15条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を、代表者の登録業種が土木一式工事の場合は、建設業法第15条の規定に基づく電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。
  - ・ 2.2.3①に対応する国家資格を有する者であって、参加申込書の書類を提出した日の前日までに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
  - ・ 参加申込書を提出した日の3か月以上前から継続して当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
  - ・ 参加申込書の書類提出日の前日から起算して2か月前（この日以降に新たに監理技術者となった者を除く。）において、当該入札参加業者に雇用されている旨を一般財団法人建設業技術者センターに登録されている者。

### 2.2.4 共同企業体の代表者又は構成員に求める参加資格実績

平成20年度以降において、元請として（共同企業体の場合は代表者として）発電出力が100kW以上の水力発電所の新設又は大規模改修工事の実績を有すること。

## 2.3 単独企業の資格

- ① 宮城県から建設工事執行規則（昭和 39 年宮城県規則第 9 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく令和 5・6 年度建設工事競争入札参加登録を受けていること。
- ② 参加申込書等の提出期限において、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 参加申込書等の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- ④ 参加申込書等の提出期限において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- ⑤ 参加申込書等の提出期限において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。
- ⑥ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、応募することができない。  
なお、応募しようとする者の使用人が応募しようとする者の業務として行った行為は、応募しようとする者の行為とみなす。
  - ・ 応募しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店は又営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役人等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴体法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ・ 応募しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- ⑦ 登録業種が電気工事で登録等級がS等級かつ登録業種が土木一式工事で登録等級がS等級であること。
- ⑧ 建設業法第15条の規定に基づく電気工事及び土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ⑨ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する者を工事現場に専任で配置できること。この場合、電気工事及び土木一式工事を分けて専任を配置することを可能とする。
  - ・ 2.3⑦に対応する国家資格を有する者であって、参加申込書の書類を提出した日の前日までに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
  - ・ 参加申込書を提出した日の3か月以上前から継続して当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
  - ・ 参加申込書の書類提出日の前日から起算して2か月前（この日以降に新たに監理技術者となった者を除く。）において、当該入札参加業者に雇用されている旨を一般財団法人建設業技術者センターに登録されている者。
- ⑩ 平成20年度以降において、元請として（共同企業体の場合は代表者として）発電出力が100kW以上の水力発電所の新設又は大規模改修工事の実績を有すること。

### 第3. 優先交渉権者の選定に関する事項

#### 3.1 技術提案の評価に関する基準

別紙1「評価項目及び評価基準」及び別紙3「技術力・地域性に関する評価基準」のとおりとする。

総合点【100点】 = 価格点以外【80点】 + 価格点【20点】

#### 3.2 優先交渉権者の選定方法

##### 3.2.1 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質疑応答の総合評価により評価を行う。

また、技術資料のプレゼンテーション審査（以下本審査）は、県が用意したパソコン（使用ソフト：PowerPoint2016）及びプロジェクタ等を使用したプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）によるものとする。

- ① 本審査実施日 応募者数が5者以上の場合：令和5年10月5日(木)  
 応募者数が5者未満の場合：令和5年9月5日(火)

- ② 本審査実施場所 宮城県行政庁舎  
 ※WEB会議システムによりオンライン上で実施する可能性がある。
- ③ 県からの通知日 応募者数が5者以上の場合：令和5年9月15日(金)  
 応募者数が5者未満の場合：令和5年8月28日(月)
- ④ 県からの通知方法 電子メールによる通知  
 応募者数が5者以上の場合：書類審査結果通知  
 応募者数が5者未満の場合：プレゼンテーション審査実施通知

### 3.2.2 選定手順

- ① 優先交渉権者の選定に当たっては、選定委員会の各委員が評価を行い、各委員の1位評価の獲得数が最も多い応募者を優先交渉権者の候補者として選定する。
- ② 1位獲得数が同数の場合は、各委員の順位点の合計がより高い応募者を上位とする。

総合評価点順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

- ③ 順位点の合計も同じ場合は、上位順位の獲得数がより多い応募者を上位とする。
- ④ ①～③も同じ場合は、総合評価点の合計がより高い応募者を上位とする。
- ⑤ 評価を基に委員で審議の上、候補者及び次順位以降の候補者を選定する。  
 なお、応募者が多数の場合は、選定委員会において、あらかじめ提出書類による書類審査で、上位5者程度を選抜することとする。

## 3.3 評価内容の担保

### 3.3.1 工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置

- ① 技術提案で提出された内容について、その履行が確保できなかった場合、県工事成績調書作成要領（平成15年7月14日施行）に基づき、工事成績評定において減点する可能性がある。
- ② 技術提案の施工計画等に伴い工事費用が増加する場合にあつては、自然災害等の不可抗力による場合を除き契約変更等は行わない。

## 第4. 参加資格の確認等

### 4.1 提出を求める参加申込書等

提出書類 様式1-1（参加申込書（単独企業用））、様式2-1 配置技術者届出書、様式2-2 配置技術者届出書（専任補助者配置用）及び様式3（施工実績等確認調書）

- ※ 共同企業体により参加する場合は、様式1-2（参加申込書（共同企業体用））、様式2-1 配置技術者届出書、様式2-2 配置技術者届出書（専任補助者配置用）及び様式3（施工実績等確認調書）、様式4（特定建設工事共同企業体協定書様式）及び様式5 委任状（共同

企業体用)を提出すること。なお、参加申込書等の提出期限日の翌日から優先交渉者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、県はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

#### 4.2 参加申込書等の提出期限

- ① 提出期限 令和5年7月28日(金)正午(必着)
- ② 提出方法 持参又は郵送
  - ※ 持参する場合は、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、封筒に「参加申込書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
- ③ 提出先 第10. 問合せ・提出先に記載のとおりとする。

#### 4.3 参考資料提供

県は、様式6 守秘義務対象資料申込書及び様式7 守秘義務に関する誓約書(以下「誓約書等」という。)を次により提出した者にのみ参考資料(以下「守秘義務対象資料」という。)を貸与する。

- ① 提出期限 令和5年7月24日(月)正午(必着)
- ② 提出方法 電子メールにより送信した上で、提出期限までに原本を郵送等することとする。ただし、県が認めた場合に限り、上記提出期限後であっても誓約書等の提出を受け付ける。
  - ※ 持参の場合、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ③ 提出先 第10. 問合せ・提出先に記載のとおり。
- ④ 貸与方法 誓約書等を県が受領し、内容に不足等がないことを確認した上で、貸与の可否について県から連絡し、資料一式の電子媒体(DVD-R等)を貸与するものとする。
- ⑤ 貸与場所 第10. 問合せ・提出先に記載のとおり。
- ⑥ 提供開始 令和5年7月7日(金)
- ⑦ 守秘義務対象資料の破棄 守秘義務対象資料の貸与を受けた者は、誓約書の定めに従い、その使用を終えた時点で責任を持って守秘義務対象資料を破棄し、速やかに様式8 破棄義務の遵守に関する報告書を県に提出することとする。

#### 4.4 質問受付及び回答

- ① 提出期限 令和5年7月20日(木)正午(必着)
- ② 提出方法 様式9 質問・回答書を用いて、電子メールにより第10. 問合せ・提出先に記載の宛先に送付すること。

- ③ 回答方法 質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和5年7月26日(水)に水道経営課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の内容によっては回答しないこともある。

#### 4.5 参加資格確認結果通知

- ① 参加資格確認結果通知 令和5年8月上旬までに参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により電子メールにて通知する。
- ② 留意事項 参加資格がないと認められた者又は参加申込書の提出がなかった者からの技術提案書等の提出は受け付けない。

#### 4.6 現場確認

希望者は、現場確認を実施することができる。参加希望者は以下により手続を行うこと。見学の詳細については、別途希望者ごとに電子メールにより送信する。

なお、現場の都合上、人数や車両数などを制限する場合がある。

- ① 提出期限 令和5年7月10日(月)正午(必着)
- ② 提出方法 電子メール本文に連絡先、担当者名及び現場確認の参加を希望する旨を記載の上、第10. 問合せ・提出先に記載の宛先に送信すること。なお、送信後に電話にて、県が受信したことを確認すること。
- ③ 実施予定日 令和5年7月14日(金)(※予備日：令和5年7月18日(火))

### 第5. 技術資料の確認等

提出を求める技術資料を以下に示す。

#### 5.1 提出書類及び提出部数

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 様式10(技術資料 提出書)                        | 1部           |
| ② 様式11-1(企業の同種工事の経験、地域貢献の状況)            | 10部(うち9部は写し) |
| ③ 様式11-2(主任(監理)技術者の資格・工事経験)             | 10部(うち9部は写し) |
| ④ 様式11-3~11-7(技術提案書)                    | 10部(うち9部は写し) |
| ⑤ 様式12-1(見積書(単独企業用))                    | 10部(うち9部は写し) |
| ※ 共同企業体の場合は、様式12-2(見積書(共同企業体用))を使用すること。 |              |
| ⑥ 様式13(工程表)                             | 10部(うち9部は写し) |

#### 5.2 提出期限

令和5年8月25日(金)正午(必着)

### 5.3 提出方法

原本並びに電子データ（Microsoft Word ファイル形式及びPDF形式）が保存されている CD-R 又は DVD-R を第 10. 問合せ・提出先の宛先に、持参又は郵送することとする。

### 5.4 提出先

第 10. 問合せ・提出先に記載のとおり。

### 5.5 技術資料の記載事項等

#### ① 一般事項

- ・ 明確かつ具体的に記載し、可能な限り定量的な数値や図表を用いて記述すること。
- ・ 技術提案書等の記述は工程表を除いて横書きとし、可読性に留意すること。

#### ② 技術力、地域性に関する書類

- ・ 様式 11-1～11-2 を用いて A4 判で作成することとし、片面印刷（カラー・モノクロのいずれも可）とする。作成に当たっては、別紙 3 技術力・地域性に関する評価基準、別紙 4 技術力・地域性に関する提出資料・確認方法及び別紙 5 技術力・地域性に関する提出書類作成要領に従うこと。

#### ③ 技術提案書

- ・ 記載に当たっては、要求水準書 2.2 工事に関する技術提案事項を確認すること。
- ・ 様式 11-3～11-7 を用いて A4 判で作成することとし、片面印刷（カラー・モノクロのいずれも可）とする。ただし、各 1 ページ以内とすること。
- ・ 表紙を除き、ページ番号を各ページの下部中央に付すること。
- ・ 選定委員の評価時に、応募者が特定されないように配慮することとし、提案書の記述中には、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。応募者以外の関係企業の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。

#### ④ 見積書

- ・ 様式 12-1 もしくは様式 12-2 を用いて、本工事に係る全ての経費を計上すること。
- ・ 作成に当たっては、6.1 を参照の上、積算基準額・標準歩掛に基づき、作成すること。
- ・ 見積書の内容は、評価における審査項目の一つとしているため、業務区分ごとの直接経費、共通して生じる経費及び消費税等を記載するとともに、各積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を分かりやすく記載すること。
- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税等を含めた金額を記入すること。

#### ⑤ 工程表

- ・ 様式 13 を用いて A4 判 1 枚で月毎及び工種毎に作成すること。縦置き、横置きのいずれも可とする。

#### ⑥ その他

- ・ 原則として、提出後の書類の修正、変更及び取消しは認めない。

## 第 6. 予定価格算定時における見積活用方法

### 6.1 予定価格の作成

県は、以下のとおり予定価格の作成を行う。

- ① 技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、優先交渉権者の提案内容を尊重するものとする。
- ② 歩掛については、以下の標準歩掛を使用する。  
ただし、標準歩掛が無い場合は、優先交渉権者の提案内容を尊重するものとする。
  - ・ 土木請負工事費積算要領
  - ・ 土木請負工事費積算基準
  - ・ 土木工事標準歩掛
  - ・ 請負工事機械経費積算要領
  - ・ 共通仮設費算定基準 等
- ③ 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。  
ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、優先交渉権者の提案内容を尊重するものとする。

### 6.2 契約締結

予定価格の作成後に実施する見積合わせの結果、優先交渉権者の最終的な見積金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。

なお、契約の締結に至らなかった場合は、次順位の交渉者から順に協議を行う。

## 第 7. 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

県は、審査の結果を応募者に対して、応募者が 5 者以上の場合は令和 5 年 10 月中旬に、応募者が 5 者未満の場合は令和 5 年 9 月中旬に通知する。

## 第 8. 提案値の変更に関する事項

別紙 2「リスク分担表」のとおりとする。

なお、リスク分担表に記載のない事項等については、県と事業者において別途協議するものとする。

## 第 9. その他

- ① 提出された書類の一切は、原則として返却しない。
- ② 技術提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ③ 参加申込を取り下げの場合には、速やかに様式 14（取下願）を提出すること。
- ④ 万が一、県が行う関係機関協議や用地買収において、協議不調等により工事の実施が困



難となった場合の対応は次の通りとする。

- ・ 事由の発生が本工事契約締結前の場合は、速やかに県が全ての応募者に通知し、本工事契約は締結されない。なお、当該時点までに要した費用は第9. ②のとおり取り扱う。
  - ・ 事由の発生が本工事契約締結後の場合は、工事請負契約書(以下「契約書」という。)第50条に基づき、契約を解除する。事由発生時点において設計が未了である場合は設計の完了をもって本工事契約を解除し、調査・設計に要した費用を県は事業者を支払う。事由発生時点において、工事に着手している場合は契約書第57条に基づき出来高検査等を実施し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する費用を県が事業者を支払う。
- ⑤ 本工事により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
  - ⑥ 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。
  - ⑦ 提出された技術提案書等は、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
  - ⑧ 本募集の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
  - ⑨ 本工事において訴訟の必要性が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
  - ⑩ 本工事による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、当該成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能となるように対応すること。
  - ⑪ 応募者は、募集を含めた本工事を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。又、本業務に関して知り得た情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
  - ⑫ 事業者は、本工事を施工する上で個人情報について取り扱う個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。
  - ⑬ 今後、県が募集要項等を変更する場合は、修正した募集要項等を改訂版としてホームページにて公表する。

## 第10. 問合せ・提出先

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県行政庁舎15階

宮城県企業局 水道経営課 水道経営管理班

TEL : 022-211-3430

FAX : 022-211-3499

電子メール : [suikei@pref.miyagi.lg.jp](mailto:suikei@pref.miyagi.lg.jp)

## 第 11. 情報提供

本工事等に関する情報提供は、以下のホームページ等を通じて適宜行う。

県のホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyo/nanbuyama-hydropower.html>

## 別紙1 評価項目及び評価基準

### (1) 評価項目及び評価基準（全体）

分類			配点	評価基準		
	大項目	中項目				
価格点 以外 【80】	技術力 【20】	企業評価	工事成績評定(過去5年間の平均)	1.33	別紙3	
			優良建設工事施工業者表彰等(過去5年間)	2.67		
			ISO9001・14001・みちのくEMS認証取得状況	0.67		
			建設キャリアアップシステムの事業者登録状況	0.67		
		技術者評価	地理的条件(管内に本社本店が所在)	2.67		
			同種工事の実績(過去15年間)	1.33		
			工事成績評定(過去5年間の最高評点)	4.00		
			優良技術者表彰(国、都道府県)	4.00		
				継続教育(CPD)の取組状況	1.33	
				ICT活用証明書・週休2日実施証明書の有無	1.33	
			<b>20</b>			
技術提案 【50】	施工計画	施工管理上(工程、出来形、品質)の工夫	10	別紙1 (下表)		
		メンテナンス性能	アフターサービス、修繕計画、維持管理費		10	
		周辺環境への配慮	施工時、維持管理時		10	
	発電性能	発電形式、発電効率	10			
		創意工夫	既設管路の活用、発電水量が増加した場合の提案、その他工夫		10	
			<b>50</b>			
地域性 【10】	地域・貢献	県内企業の活用計画割合	10	別紙3		
価格点 【20】	建設費用	※ (全応募者のうちの最低価格提案額/応募者の提案額) × 20	20	※		
総合点【100】			<b>100</b>			

### (2) 技術提案に関する評価基準

評価項目	提案事項	評価の観点
施工計画 【10】	①工程管理 工期短縮に係る提案 ②出来形、品質管理 出来形、品質確保に係る提案	①実現可能な工程か、工期の短縮が図られているか ②新技術の活用など、品質確保に向けた具体的かつ実効性のある取り組みが図られているか
メンテナンス性能 【10】	完成後20年間を計画期間とした場合の下記事項について提案 ①アフターサービス 完成後のアフターサービス(体制、期間など) ②修繕計画 完成後に必要となる修繕計画(大規模修繕含む) ③維持管理費 完成後20年間で必要となるランニングコスト(維持管理費、修繕費(大規模修繕含む)、点検費)	①アフターサービス 実効性のある確実な体制が確保できるか アフターサービス(保証)期間、メンテナンスの容易さ、メンテナンスフリーなど ②修繕計画 長寿命化が図られる計画となっているか コスト削減が図られているか ③維持管理費 20年間のランニングコスト
周辺環境への配慮 【10】	施工時及び完成後の以下に関する提案 騒音 その他(水質、振動、景観、生態系への影響、その他)	具体的かつ実効性のある提案がなされているか
発電性能 【10】	①発電形式 ・発電出力、使用水量、水車形式、水車配置等 ②発電効率 ・発電効率等	①発電形式 ・発電形式の最適性 ②発電効率 ・新技術の活用などによる発電効率化
創意工夫 【10】	①既設管路の活用に関する検討結果についての提案 ②発電水量が増加した場合の提案 ③その他創意工夫	①発電量の増加につながる具体的かつ効果的な提案がなされているか(検討の結果、既設管路を活用しない場合については、その理由) ②発電量の増加につながる具体的かつ効果的な提案がなされているか ③その他、創意工夫

技術評価における得点基準	
A	要求水準を著しく上回り、極めて優良(×1.00)
B	要求水準を大きく上回り、優良(×0.75)
C	要求水準を上回る(×0.50)
D	要求水準をわずかに上回る(×0.25)
E	要求水準どおりである(×0.00)

※1：下線部は特に期待する提案内容を示す。

※2：要求水準(要求水準がない場合は、法律や他の基準等)と比較して、記載可能な限り具体的な数値や根拠等を記載すること。

## 別紙 2 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先		摘要
			県	事業者	
技術特性	①基本設計	基本設計、特性、目的、機能及び形式の提示	○		
	②詳細設計	詳細設計		○	
	③その他	施工方法に関する技術提案		○	
自然条件	①地質	予測不可能な地質条件等による施設への影響(県による調査によって想定された設計条件によらない場合)	○		
		上記以外		○	
	②気象	予測不可能な雨・雪・気温等による施設への影響(県による調査によって想定された設計条件によらない場合)	○		
		上記以外		○	
	③その他	自然環境への配慮		○	
社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内作業障害物の撤去・移設(設計条件に示したものにない場合)	○		
		上記以外		○	
	②近接施工	南部山浄水場関連施設		○	
	③騒音・振動・大気	周辺に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		○	
	④水質・水温	周辺水域環境に対する水質・水温の配慮		○	
	⑤作業用道路	河川管理通路への配慮		○	
	⑥作業用ヤード	作業スペースの制約と河川管理者への配慮		○	
⑦建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		○		
マネジメントの特性	①他工事調整	他工事等との調整	○	○	
	②地域住民対応	地域住民への対応	○	○	
	③関係機関対応	関係行政機関等との対応	○	○	
	④工程管理	工期・工程の制約、変更への対応(工法変更に伴うものを含む)		○	
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質制度の要求等を含む)		○	
	⑥安全管理	工事全般の安全管理		○	
	⑦その他	災害時の応急復旧等		○	
その他	①不可抗力	地震等による地形の変化	○	○	
	②人為的なミス	設計のミス、積算の間違い		○	
	③法律・基準の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○		
	④用地買収リスク	用地買収が困難など	○		

## 別紙 3 技術力・地域性に関する評価基準

※ 技術力・地域性に関する評価基準は、宮城県建設工事総合評価落札方式に準ずる。

### 1. 技術力

#### 1) 企業評価

##### ① 企業の工事成績評定（過去暦年5年間の平均）

配点	評価	評価基準
0	—	75 点未満または実績なし
1	標準	75 点以上 78 点未満
2	良	78 点以上 80 点未満
3	良	80 点以上 82 点未満
4	優良	82 点以上

- 宮城県建設工事競争入札参加資格登録承認者名簿記載点数とする。（同名簿記載点数が過去暦年5年間の平均となっている。）
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の工事成績評定を対象とする。なお、「企業評価」は同一企業とする。

##### ② 企業の優良建設工事施工業者表彰等（過去5年間）

配点	評価	評価基準
0	—	表彰実績なし
1	標準	表彰実績あり（1回）
2	優良	表彰実績あり（2回以上）

- 対象となる表彰制度  
宮城県優良建設工事施工業者表彰  
東北地方整備局優良工事表彰（局長・所長）  
東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰  
宮城県道路公社優良建設工事施工業者表彰
- ただし、上記の一つの表彰制度において同年度に重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく、1回の実績と見なす。
- 当該工事の募集の属する年度及びその直前5ヶ年度の上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 上記表彰制度のうち、当該年度の宮城県優良建設工事施工業者表彰実績については、表彰決定通知によるものとし、7月1日以降の入札公告において実績とする。
- 発注者が指示する工種と同じ工種（土木工事・電気工事）の受賞実績を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の表彰を対象とする。なお、「企業評価」は同一企業とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

##### ③ ISO9001・14001・みちのく環境管理規格（みちのくEMS）の認証取得状況

配点	評価	評価基準
0	—	認証未取得
1	標準	ISO9001、ISO14001、みちのく環境管理規格のいずれかひとつを認証取得済み
2	優良	ISO9001の認証取得かつISO14001またはみちのく環境管理規格の認証取得済み

- 当該工事の募集開始日に有効な宮城県建設工事入札参加登録資格審査の承認結果を対象とする。ただし、入札参加登録時以降に認証取得した場合、当該工事の募集開始日における認証取得状況で評価することができる。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の認証取得状況を対象とする。なお、「企業評価」は同一企業とする。

④ 建設キャリアアップシステムの事業者登録状況

配点	評価	評価基準
0	－	未導入
1	良	建設キャリアアップシステムの事業者登録済み

- (一財)建設業振興基金ホームページの登録事業者検索 ([https://www.mobile.ccus.jp/#/open\\_jigyousya\\_search](https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search)) に事業者登録が反映されていることを確認のうえ、申告すること。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、構成員全ての事業者登録を対象とする。

⑤ 地理的条件

配点	評価	評価基準
0	－	工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし
2	優良	工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年以上所在

- 当該工事当該工事の募集開始日において、当該工事箇所を所管する土木事務所管内に、建設工事入札参加登録に届け出のある本社・本店が10年以上所在している企業を対象とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内に本社・本店が所在していれば認める。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の本社・本店の所在を対象とする。なお、「企業評価」は同一企業とする。

## 2) 配置する技術者の評価（監理技術者又は主任技術者）

### ①配置する技術者の同種工事の実績（過去15年間）

配点	評価	評価基準
0	—	実績なし
1	標準	実績あり
2	優良	工事箇所を所管する土木事務所管内での実績あり

- 同種工事とは、発注者が指示する工種（土木工事・電気工事）を含む工事とし、元請として施工した実績を対象とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、日本下水道事業団、市町村及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該工事の募集の属する年度の直前15ヶ年度、及び当該工事の募集開始日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。ただし、管内での実績に工場製作のみを担当した技術者等は対象としない。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の50%を超える期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。
- 若手技術者（当該工事の募集開始日時時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者（以下、専任補助者という）を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な応募者は対象外とする。

### ②配置する技術者の工事成績評定（過去5年間の最高評点）

配点	評価	評価基準
0	—	80点未満または実績なし
1	標準	80点以上 82点未満
2	良	82点以上 84点未満
4	良	84点以上 86点未満
6	優良	86点以上

- 宮城県、東北地方整備局、東北農政局、宮城県道路公社が発注した工事の工事成績評定を対象とする。
- 当該工事の募集の属する年度の直前5ヶ年度及び当該工事の募集開始日までに工事成績調査結果通知書を受けた工事成績評定の最高評定点を対象とする。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の90%以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 若手技術者（当該工事の募集開始日時時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な応募者は対象外とする。

**③宮城県建設工事事故防止優良者表彰等、または同表彰工事の（監理）主任技術者としての実績（過去5年間）**

配点	評価	評価基準
0	—	表彰実績なし
2	標準	表彰実績あり（1回）
3	優良	表彰実績あり（2回以上）

- 対象となる表彰制度  
宮城県建設工事事故防止優良者表彰  
東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY）優良企業（現場代理人）表彰
- ただし、上記の表彰制度で同一工事で重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく1回の実績と見なす。
- 当該工事の募集の属する年度及びその直前5ヶ年度の上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- 上記表彰制度のうち当該年度の宮城県建設工事事故防止優良者表彰実績については、表彰決定通知によるものとし、7月1日以降の入札公告において実績とする。（表彰決定通知にその旨記載している）
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、現場代理人又は専任補助者として、実績の対象とする工事の全体従事期間の90%以上の期間従事した技術者を対象とする。工場製作と据付工事が一括されている工事等も同様に扱う。
- 全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。
- 若手技術者（当該工事の募集開始日時時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な応募者は対象外とする。



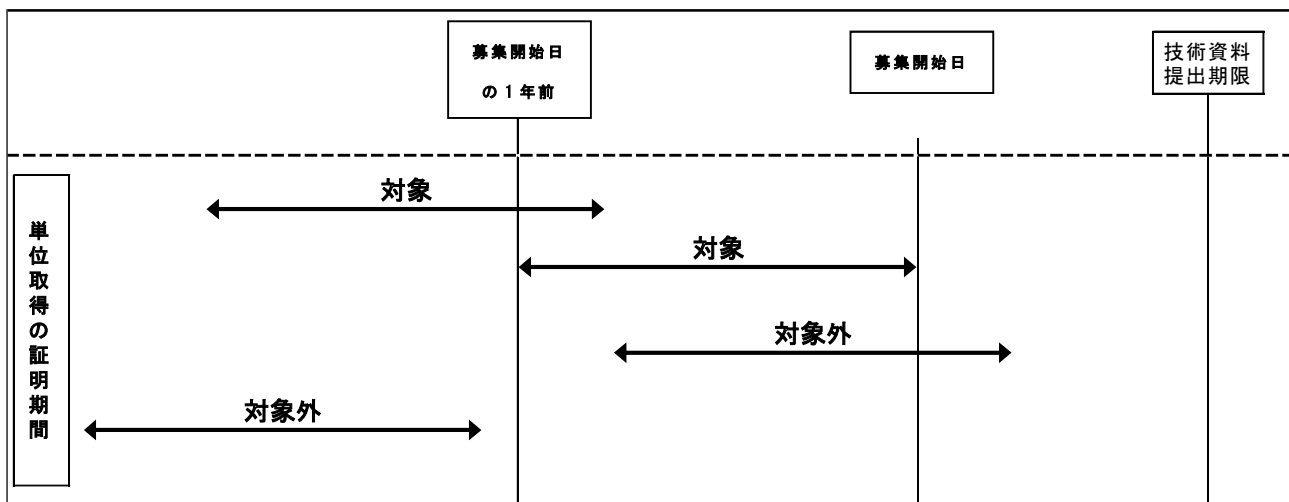
#### ④配置する技術者の継続教育（CPD）の取組状況

配点	評価	評価基準
0	—	継続教育の証明なし
1	標準	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2未満取得）
2	良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上推奨単位未満取得）
4	優良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）

- 各団体が実施している継続教育において、奨励単位に対する単位の取得状況を対象とする。
- 企業独自の制度又は推奨単位を定めていない制度は評価対象としない。
- 評価の対象とする推奨単位とは制度を定めている各団体が示す値とする。
- なお、各団体が推奨単位の区分を複数定めている場合は、上位区分（例：優良ユニットと標準ユニットの区分がある場合は、優良ユニットを採用）を推奨単位とする。
- CPDの単位取得の証明期間の末日は、当該工事の募集開始日から過去1年以内とする。（別図、参照）
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 若手技術者（当該工事の募集開始日時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な応募者は対象外とする。

別 図

#### CPD証明書 単位取得の証明期間の関係



注) 矢印は単位取得期間を示している

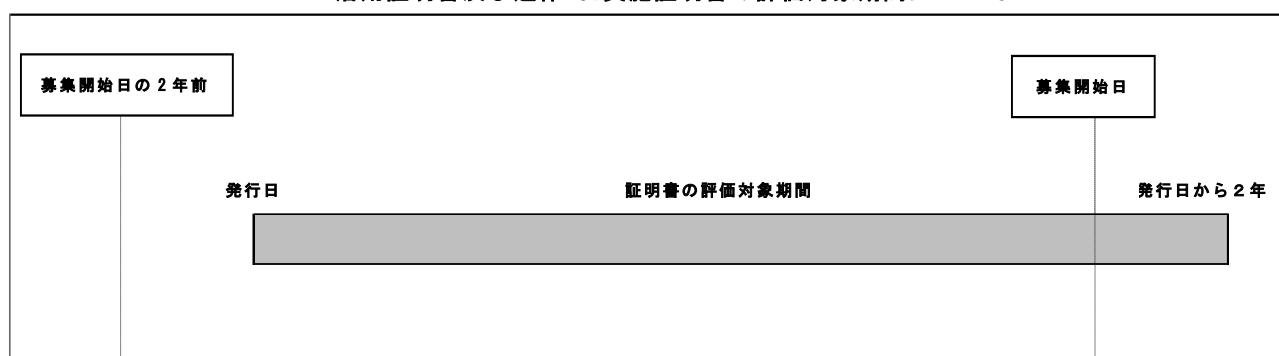
### ⑤ICT 活用証明書・週休2日実施証明書の有無

配点	評価	評価基準
0	—	証明書なし
2	良	ICT活用証明書又は週休2日実施証明書のどちらかを有している
4	優良	ICT活用証明書及び週休2日実施証明書のどちらも有している

- 当該工事の募集開始日から過去2年以内に発行されたICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。(別図、参照)
- 宮城県が発行したICT活用証明書及び週休2日実施証明書を対象とする。
- ICT活用証明書は、証明書に記載の施工プロセスのチェック項目数に関係なく評価するものとする。
- ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の各証明書は、同種類の証明書を複数枚所有していても一枚の証明書を評価対象とする。
- 当該工事に共同企業体として応募する場合には、共同企業体の代表者の技術者を対象とする。なお、「配置する技術者の評価」は同一企業の技術者とする。
- 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者を対象とする。
- 複数の技術者をエントリーする場合は、技術力の低い方の技術者を対象とする。
- 共同企業体として複数の技術者をエントリーする場合は、代表構成員の技術者のうち技術力の低い方を対象とする。
- 若手技術者（当該工事の募集開始日時時点で満35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置し、かつ、専任補助者を配置する場合は、上記に関らず専任補助者の実績で評価する。なお、建設工事執行規則取扱要綱第4第3項により技術者の追加専任が必要な応募者は対象外とする。

別 図

ICT活用証明書及び週休2日実施証明書の評価対象期間について



## 2. 地域性

### 1) 地域貢献

#### ①当該工事に係る県内企業の活用計画割合

配点	評価	評価基準
0	—	見積金額 <sup>※1</sup> に占める県内企業の請負額割合（30%未満）
1	標準	見積金額 <sup>※1</sup> に占める県内企業の請負額割合（30%以上70%未満）
2	良	見積金額 <sup>※1</sup> に占める県内企業の請負額割合（70%以上）
4	優良	見積金額 <sup>※1</sup> に占める県内企業の請負額割合（70%以上） かつ工事箇所を所管する土木事務所管内企業の請負額割合（50%以上）

- 当該工事の見積金額<sup>※1</sup>に占める県内企業及び土木事務所管内企業の請負額の割合を算出する。
- 県内企業とは、当該工事の募集開始日に県内に本社・本店がある直接元請企業及び1次下請企業とする。
- 管内企業とは、当該工事の募集開始日に当該工事箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店がある直接元請企業及び1次下請企業とする。
- 直接元請企業とは、県が直接契約を締結した企業をいう。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の土木事務所、地域事務所の管内とする。なお、複数の管内に工事範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内に本社・本店があれば認める。
- 本評価項目は応募者の自己申告（見積金額<sup>※1</sup>）で評価し、資料の提出を求めないこととする。
- 工事完了時に最終契約額に基づき、県内企業及び土木事務所管内企業の請負額割合を確認することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評点での減点対象とする。ただし、受注者の責によらない事由により、県内企業が活用できなくなったことを受注者が証明した場合には、この限りではない。

県内企業及び土木事務所管内企業の請負額割合は下記①②の計算式による

$$\text{① 県内企業の請負額割合} = (\text{見積金額}^{\text{※1}} - \text{県外企業請負額}^{\text{※2}}) / \text{見積金額}^{\text{※1}} \times 100\%$$

$$\text{② 土木事務所管内企業の請負額割合} = (\text{見積金額} - \text{土木事務所管外企業請負額}^{\text{※3}}) / \text{見積金額}^{\text{※1}} \times 100\%$$

※1 見積金額とは、見積書（様式12-1（又は様式12-2））における見積金額をいう。

※2 県外企業請負額とは、県外の直接元請企業の直営分及び県外の1次下請請負額の総額をいう。

※3 土木事務所管外企業請負額とは、土木事務所管外の直接元請企業の直営分及び土木事務所管外の1次下請請負額の総額をいう。

## 別紙 4 技術力・地域性に関する提出資料・確認方法

評価の視点	評価項目	提出資料	確認方法
企業評価	企業の工事成績評定 (過去5年間の平均点)	・資料不要	・発注者にて別途確認
	企業の優良建設工事施工業者表彰等 (過去5年間)	【宮城県優良建設工事施工業者表彰の場合】 ・資料不要  【東北地方整備局、東北農政局、宮城県道路公社の場合】 ・表彰状の写し ・表彰された業種が確認できる契約図書の写し  【JVとしての表彰実績の場合】 ・協定書	【宮城県優良建設工事施工業者表彰の場合】 ・発注者にて別途確認  【東北地方整備局、東北農政局、宮城県道路公社の場合】 ・左記資料により確認  【JVとしての実績の場合】 ・左記資料により確認
	ISO9001・14001・みちのくEMSの 認証取得状況	・資料不要  【入札参加登録時以降に認証取得した場合】 ・ISO9001・14001：登録書及び付属書の写し ・みちのく環境管理規格(みちのくEMS)：みちのく環境管理規格認証登録証の写し	・発注者にて別途確認又は左記資料により確認
	建設キャリアアップシステムの事業者登録 状況	・資料不要	・下記により確認 ※(一財)建設業振興基金HP>建設キャリアアップシステム登録事業者検索により確認 <a href="https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search">https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search</a>
	地理的条件	【本社・本店の所在(10年以上)】 ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)の写し ・登記事項証明書で証明できない場合は、公的に証明できる資料の写し(入札参加登録や建設業許可または変更届等、10年以上所在していることが確認できる資料の写し)	・左記資料により確認
配置する技術者の評価	配置する技術者の同種工事の実績 (過去15年間)	【500万円以上の工事実績の場合】 ・竣工時工事カルテ(CORINS)受領書の写し ・補足資料として、工事着手日、一時中止期間、工事完成日が確認できる資料  【CORINSに登録されていない場合】 ・実績が確認できる契約図書の写し ※配置技術者が全体従事期間の50%を超える期間従事したことを確認できる資料を含む。	・左記資料により確認  【配置技術者の実績対象工事】 ・全体従事期間の50%を超える期間従事したことを確認 ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。 ・なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。 ・竣工時工事カルテ(CORINS)受領書等から技術者の従事期間を確認する。
	配置する技術者の工事成績評定 (過去5年間の最高評点)	【500万円以上の工事実績の場合】 ・工事成績審査結果通知書の写し ・竣工時工事カルテ(CORINS)受領書の写し ・補足資料として、工事着手日、一時中止期間、工事完成日が確認できる資料  【CORINSに登録されていない場合】 ・工事成績審査結果通知書の写し ・実績が確認できる契約図書の写し ※配置技術者が全工期の90%を超える期間従事したことを確認できる資料を含む。	・左記資料により確認  【配置技術者の実績対象工事】 ・全工期の90%を超える期間従事したことを確認 ・全体従事期間とは、工事に着手した日から工事が完成した日までの期間とする。 ・なお、工事の全部を一時中止した期間は除く。 ・竣工時工事カルテ(CORINS)受領書等から技術者の従事期間を確認する。
	宮城県建設工事事故防止優良者表彰 等、または同表彰等工事の(監理)主任 技術者としての実績(過去5年間)	【宮城県建設工事事故防止優良者表彰の場合】 ・資料不要  【東北地方整備局優良企業(現場代理人)表彰の場合】 ・表彰状の写し ・(監理)主任技術者としての実績 ・上記に加え、同種工事の実績を確認する資料と同じ  【JVとしての表彰実績の場合】 ・協定書	【宮城県建設工事事故防止優良者表彰の場合】  (現場代理人としての受賞の場合) ・発注者にて別途確認  (主任技術者としての受賞の場合) ・発注者にて別途確認  【東北地方整備局優良企業(現場代理人)表彰の場合】 ・左記資料により確認  【JVとしての表彰実績の場合】 ・左記資料により確認
	配置する技術者の継続教育 (CPD)の取組状況	・継続教育の証明書の写し	・左記資料により確認
	ICT活用証明書・週休2日実施証明書の 有無	・ICT活用証明書・週休2日実施証明書の写し	・左記資料により確認
	当該工事に係る県内企業の活用計画割 合	・資料不要	・入札者の申告点のままとする。 ※工事完成時に確認し、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評定の減点対象とする。
地域性	地域・貢献		

※資料不要とあるものについても、資料の提出を求める場合があります。

## 別紙 5 技術力・地域性に関する提出書類作成要領

「様式 11-1～様式 11-2」の作成に当たっては、以下に留意するとともに、「別紙 4 技術力・地域性に関する提出資料・確認方法」に示す「提出資料」を添付の上、提出するものとする。

記載様式	内容に関する留意事項
「様式 11-1」	<p><b>1 企業評価</b></p> <p>○企業の工事成績評定（過去 5 年間の平均）</p> <p>①宮城県建設工事競争入札参加資格登録者名簿の点数を記載する。</p> <p>○企業の優良建設工事施工業者表彰等（過去 5 年間）</p> <p>①表彰実績とすることのできる工種の区分は、「様式 11-1 企業の同種工事の経験、労働福祉、地域貢献の状況」の「実績とする表彰の工種」欄に記載しているものとする。</p> <p>②表彰を受賞した表彰機関名、表彰年度、表彰対象工事名を記載する。複数の実績がある場合は、2 件分を記載する。</p> <p>○ISO9001・14001・みちのく環境管理規格（みちのく EMS）認証取得状況</p> <p>①有無を選択する。</p> <p>○建設キャリアアップシステムの事業者登録状況</p> <p>①有無を選択する。</p> <p>○地理的条件</p> <p>①当該工事の募集開始日において、建設工事入札参加登録に届け出のある本社・本店が当該工事箇所を所管する土木事務所、地域事務所の管内企業か管外企業を選択する。</p> <p>②管内企業の場合、当該工事の募集開始日時点の所在年数を入力する。</p> <p><b>2 地域貢献</b></p> <p>○当該工事に係る県内企業の活用計画割合</p> <p>①県内企業の活用計画割合を記載する。</p> <p>②土木事務所、地域事務所管内企業の活用計画割合を記載する。</p>

記載様式	内容に関する留意事項
「様式 11-2」	<p><b>1 配置する技術者の評価</b></p> <p><b>○配置する技術者の従事役職・氏名</b>  本工事の配置する技術者の従事役職（監理技術者（特例監理技術者を含む）、主任技術者、専任補助者）と氏名を記載する。</p> <p><b>○法令による資格・免許</b>  配置する技術者の保有資格を記載する。（複数ある場合は複数記載する）</p> <p><b>○配置する技術者の同種工事の実績の概要（過去 15 年間）</b></p> <p>①同種工事の具体的な条件については、「様式 11-1 企業の同種工事の経験、労働福祉、地域貢献の状況」の「同種工事欄の条件」欄に記載しているものとする。</p> <p>②記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名称：受注工事名とする。</li> <li>・発注機関：具体的に記載する。（例：宮城県〇〇事務所）</li> <li>・施工場所：具体的に記載する。（都道府県 市町村〇〇地内）</li> <li>・契約金額：工事価格（円単位）を記載する。</li> <li>・従事期間：同種工事の実績として従事した期間の年月日及び従事率を記載する。</li> <li>・従事役職：従事した役職（現場代理人、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）等）の区別を記載する。</li> <li>・工事内容：上記工事の工事概要を記載する。</li> <li>・CORINS 登録の有無：財団法人日本建設総合センター（JACIC）が運用している「工事实績情報サービス（CORINS）」への登録（竣工時）の有無を記載する</li> </ul> <p><b>○配置する技術者の工事成績評定実績（過去 5 年間の最高評点）</b></p> <p>①工事の成績評定の最高評点及び発注機関名、工事名及び従事率を記載する。</p> <p><b>○宮城県建設工事事務所事故防止優良者表彰等、または同表彰工事の（監理）主任技術者としての実績（過去 5 年間）</b></p> <p>①表彰機関名、表彰対象工事名、表彰年度、従事役職及び従事率を記載する。</p> <p>②複数の実績がある場合は、2 件分を記載する。なお、同一工事で重複受賞した場合は一方を記載すること。</p> <p><b>○配置する技術者の継続教育（CPD）の取組状況</b></p> <p>①各団体が実施している継続教育の登録の有無及び団体名、取得単位を記載する。</p> <p><b>○ICT 活用証明書・週休 2 日実施証明書の有無</b></p> <p>①証明書の有無、証明書の種類、証明書の発行日を記載する。</p> <p>②ICT 活用証明書及び週休 2 日実施証明書の 2 種類の証明書がある場合は、2 件分を記載する。なお、同一種類の証明書を複数枚所有している場合は、いずれかの証明書を記載すること。</p>